

## 仙台市農業委員会第2回総会議事録

1. 開催日時 平成30年7月31日(火曜日)午後1時30分から午後2時23分

2. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎6階 農業委員会委員室

3. 出席委員 (18人)

会 長	1 番	佐々木 均		
会長職務代理者	2 番	中野 勲		
委 員	3 番	赤間 敬	4 番	大泉 権吾
	5 番	大里 重市	6 番	加藤 和江
	7 番	加藤 和彦	8 番	菅野 則義
	10 番	佐藤 千治	11 番	佐藤 昭幸
	12 番	佐藤 とみ	13 番	品川 忠夫
	14 番	鈴木 通	15 番	鈴木 正年
	16 番	高橋 勝彦	17 番	松原 菊男
	18 番	嶺岸 若夫	19 番	結城 一吉

4. 欠席委員 (1人) 9番 郷古 雅春

5. 議事日程

1. 開会

2. あいさつ

3. 議事録署名委員の指名

4. 農地移動適正化あっせん会の報告

5. 議案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件

第4号議案 農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願承認の件

6. 協議

(1) 仙台市農業委員会調査委員会の構成委員について

(2) 土地改良事業に参加する資格審査会運営要領について

(3) 平成30年度業務計画の修正(案)への意見について

7. 報告

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出

(3) 農地法第3条の3の規定(相続)による届出

(4) 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知

(5) 農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知書の返戻に関する件

(6) 売り渡し希望農地一覧表

8. その他

(1) 会長報告

(2) 事務局からの連絡事項

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 能夫	事務課長	千田 明
主幹兼振興係長	山本 幸子	農地係長	佐藤 和之
振興係主任	内海 敏子	農地係主任	小椋 健一
農地係専門員	庄子 尚		

7. 農地利用最適化推進委員 庄子 栄 高山 真里子 太田 勝 阿部 康幸 小野寺 潔

8. 会議の概要

1 開 会	開 会 (午後1時30分)
司会：主幹兼係長	ただいまから仙台市農業委員会第2回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会会長 佐々木均より、ごあいさつを申し上げます。
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ － 7月23日に、農地利用最適化推進委員34人を農業委員会が委嘱しました。仙台市農地利用最適化推進委員連絡会の役員が決まり、本日来てもらっていますので、ご紹介いたします。 連絡会会長 阿部康幸農地利用最適化推進委員 です。 連絡会副会長 小野寺潔農地利用最適化推進委員 です。
司会：主幹兼係長	次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長を務めることとなっていますので、佐々木会長、よろしく願いいたします。
議 長 (佐々木会長)	本日は、9番郷古雅春委員から欠席届が出でおります。19人中18人の出席ですので、会議は成立しております。 続きまして、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	それでは、6番加藤和江委員、7番加藤和彦委員を指名いたします。
議 長	議事に入る前に、あっせん運営委員会の委員長と副委員長が決まっておりますので、あっせん会の報告をあっせん運営委員長から、報告をお願いいたします。
事務局 農地係長	先ほど、あっせん運営委員会を開催しましたが、委員会の場で委員長と副委員長が決まりましたので、事務局からご報告させていただきます。委員長は2番中野勲委員、副委員長は18番嶺岸若夫委員です。

あっせん運営 委員長中野委 員（2番）	<p>平成30年度第3回農地移動適正化あっせん会を、7月11日に開催しました。その結果を報告します。当日は、2件のあっせんがありました。売渡申出人、買受申出人それぞれが出席しました。あっせん委員は、佐藤昭幸委員と大泉権吾委員が出席し調整しました。あっせんの結果、成立し、あっせん調書に双方が署名捺印をしています。なお代金の支払い方法、農地法第3条許可申請の時期、所有権の移転登記手続き、固定資産税の負担方法、土地改良区賦課金の負担方法についても確認されました。</p> <p>以上で、平成30年度第3回農地移動適正化あっせん会の報告を終わります。</p>
議 長	<p>議事に入ります。 (午後1時35分)</p> <p>第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。</p> <p>調査会の結果を、番号1番から2番まで11番佐藤昭幸委員、番号3番から5番までを10番佐藤千治委員より報告していただきます。</p>
佐藤昭幸委員 (11番)	<p>第1号議案の調査結果について報告します。</p> <p>調査は、結城一吉委員と佐藤千治委員と品川忠夫委員と私（佐藤昭幸委員）の4名で行いました。</p> <p>今回の申請は、売買による規模拡大が4件、使用貸借権の設定による新規就農が1件、合計5件です。</p> <p>番号1番と2番を私から報告します。</p> <p>番号1番は、売買による規模拡大です。譲受人は、現在トラクター2台、耕うん機2台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で2.4ha（243a）の農地を耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。また、農地移動確認証明が大倉川土地改良区より提出されております。なお、7月23日に小野寺潔最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認票のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。</p> <p>番号2番は、使用貸借権の設定による法人の新規就農です。新規就農する農業法人であることから聞き取り調査を実施しました。譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、構成員は1人です。今回135aを使用貸借権の設定により、水稻に1,957㎡、銀杏7,607㎡、ジャンボにんにくとその他野菜に4,032㎡、を耕作する計画であります。使用貸借権の期間は10年です。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、7月20日に結城一吉農業委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。</p>
議 長	<p>次に、番号3番から5番までを、佐藤千治委員より報告していただきます。</p>

佐藤千治委員  
(10 番)

番号 3 番と 4 番は、関連がありますので一括して報告します。

7 月 11 日のあっせん会で成立した案件で、売買による規模拡大です。

譲受人は、現在トラクター 2 台、田植機 1 台、収穫機 2 台を所有し、家族 4 人で 5.3ha (530a) の農地を耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、番号 3 番については、7 月 23 日に松原菊男農業委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしております。なお、番号 4 番については、所有者が経営移譲年金 受給中ですが、今回売買により経営移譲年金が支給停止になることを了解しており、許可後に手続きをすることになります。また、7 月 23 日に品川忠夫農業委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第 3 条第 2 項の各号の判断については、別添調査確認票のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号 5 番は、売買による規模拡大です。譲受人は、トラクター 1 台、耕うん機 1 台、田植機 1 台を所有し、収穫については作業委託により、家族 2 名で 1.5ha (159a) の農地を耕作しています。なお、平成 30 年 7 月 16 日付で農作業受託証明書がでております。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、7 月 20 日に菅野則義農業委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第 3 条第 2 項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

以上 5 件、よろしくご審議をお願いします。

議 長

第 1 号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、質問等がありませんので採決します。第 1 号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第 1 号議案農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、許可と決定いたします。(午後 1 時 40 分)

議 長

続きまして、第 2 号議案農地法第 4 条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査会の結果を、番号 1 番を、4 番大泉権吾委員より、番号 2 番と 3 番を 17 番松原菊男委員より報告をしていただきます。

大泉権吾委員  
(4番)

第2号議案の調査結果について報告します。

調査は、嶺岸若夫委員、松原菊男委員、大里重市委員、と私（大泉権吾委員）の4名で行いました。今回の申請は、養殖場に転用するものが1件、貸駐車場に転用するもの1件、貸事務所に転用するもの1件の合計3件です。

番号1番は、鯉の養殖場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域で、農振その他にあります。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。申請地は、錦鯉の養殖場を設置するために転用するもので、田畑2,708㎡の内810.89㎡を、水槽に50.30㎡(FRP製3台、鉄製2台)、浄化槽(FRP製)6㎡、資材置場2ヶ所153.60㎡、駐車場(大型2台)に36㎡、駐車場(普通1台)に15㎡、通路等に549.99㎡を利用する計画であります。計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。なお、預金通帳の写しが提出されております。また、仙台東土地改良区の意見書が平成30年6月27日付けで、出ております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

次に、番号2番と3番を、松原菊男委員より報告していただきます

松原菊男委員  
(17番)

番号2番は、貸駐車場に転用するものです。今まで月極駐車場として貸していた場所の代替え駐車場の確保が必要になったものです。申請地は、市街化調整区域で、農振その他の区域にあります。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。市街化を誘引する施設が周辺にあり、街区がある程度形成されている農地であることから、第3種農地と判断しました。申請地は、貸駐車場に転用するもので、畑365㎡を、駐車場(普通15台)187.50㎡、通路等177.50㎡を利用する計画であります。計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。なお、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

番号3番は、貸事務所に転用するものです。今まで事務所として貸していたところが老朽化して貸借人から建て替え要望に応じるものです。申請地は、都市計画区域外で、農振その他の区域にあります。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請地は、貸事務所に転用するもので、畑569㎡を、事務所に59.60㎡、駐車場(普通10台)に135㎡、通路等に374.40㎡を利用する計画であります。計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。なお、預金証書の写しが提出されております。以上のことから、農地法第4条第

2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。  
以上3件、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 第2号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長 それでは、質問等がありませんので採決します。  
第2号議案について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員挙手と認めます。よって、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。(午後1時48分)

議 長 続きまして、第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査会の結果を、番号1番を、3番赤間敬委員より、番号2番を16番高橋勝彦委員より報告していただきます。

赤間 敬委員 第3号議案の調査結果について報告します。  
(3番) 調査は、高橋勝彦委員、鈴木通委員、佐藤とみ委員と私(赤間敬委員)の4名で行いました。

今回の申請は、賃貸借権の設定による駐車場に転用するものが1件、地上権の設定による太陽光発電パネル設置に転用するものが1件の合計2件です。

番号1番は、駐車場に転用するもので、賃貸借権の設定によるものです。平成30年3月28日で農地法第5条の規定による許可の取消があったもので、今回、別の転用者が新たに申請をするものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区内で、土地改良事業施行後8年以上経過しております。市街化を誘引する施設が周辺にあり、街区がある程度形成されている農地であることから、第3種農地と判断しました。また、申請地は、土木工事業者が会社の駐車場が手狭になったため、従業員の駐車場として、畑933㎡を転用して、駐車場大型8台192.19㎡(ダンプ及び特殊車両)、駐車場普通10台に125㎡、養生鉄板47.12㎡、通路等に568.69㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。なお、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

議 長

次に、番号2番を、高橋勝彦委員より報告していただきます

高橋勝彦委員  
(16番)

番号2番は、地上権の設定による太陽光発電パネル設置に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外にあります。市街化区を誘引する施設が周辺にあり街区がある程度形成されている農地であることから、第3種農地と判断しました。また、申請地は、土木建設業者が太陽光発電パネル設置に転用するもので、畑1,874㎡を太陽光発電パネル(発電出力150kw)に940.42㎡、パワーコンディショナーに5㎡、法面に51.12㎡、通路等に877.46㎡、に利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、残高証明書が提出されております。地上権の設定期間は、20年間です。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。以上2件、よろしくご審議をお願いします。

議 長

第3号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、質問等がありませんので採決します。第3号議案について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可することに決定いたします。

(午後1時55分)

議 長

続きまして、第4号議案 農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願承認の件について、を上程いたします。

調査会の結果を、番号1番を、6番加藤和江委員より報告をしていただきます。

加藤和江委員  
(6番)

第4号議案の調査結果について報告します。

調査は、菅野則義委員、鈴木正年委員と私(加藤和江委員)の3名で行いました。今回の非農地証明願は、1件です。

番号1番は、現在の状況は宅地です。申請地は、都市計画区域外、農振地域外の農地であります。申請理由は、平成8年1月に居宅を新築したときから庭及び通路として使用してきている状況です。確認資料である、平成8年1月15日に建築した建物登記簿謄本、仙塩広域都市計画図、平成9年度の固定資産税証明書・現地写真により、非農地対象条件③(農地法施行後の人為的改廃で、この事実

行為から既に20年以上経過しており、再び農地として利用される可能性がなく、また実情及び実体が真に止むを得ないものと農業委員会が認めたものに該当し、承認相当と調査しました。以上、よろしくご審議をお願いします。

議長 第4号議案について調査の結果、承認相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議長 それでは、質問等がありませんので採決します。第4号議案について、非農地証明願を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手と認めます。よって、第4号議案 農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願承認の件については、承認することに決定いたします。  
以上で議案を終了します。(午後1時57分)

議長 続きまして、協議に入ります。  
協議事項(1)「仙台市農業委員会調査委員会の構成委員について」を事務局より説明をしていただきます。

事務局 協議事項(1)調査委員会の構成委員は、7月17日の第1回の農業委員会総会において決定いたしました。中立委員の7番加藤和彦委員と9番郷古雅春委員の所属を交替変更の提案をいたします。加藤和彦委員が第二調査委員会から第一調査委員会に、郷古雅春委員が第一調査委員会から第二調査委員会に変更となるものです。

議長 協議事項(1)について、ご質問・ご意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問がないようですので、(1)調査委員会の構成委員について、承認といたします。

続いて、協議事項(2)「土地改良事業に参加する資格審査会運営要領について」を事務局より説明をしていただきます。

事務局 資料1により説明  
審査会で決定し、農業委員会総会で報告することとなります。

議長 この件について、ご質問・ご意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問等がないようですので、(2) 土地改良事業に参加する資格審査会運営要領については、承認といたします。

協議事項(3)「平成30年度業務計画の修正(案)への意見について」を事務局より説明をしていただきます。

事務局 協議事項(3)「平成30年度業務計画の修正(案)への意見について」  
資料2により説明

4月に決定した計画を基本は継続し、時点修正をする。8月9日開催の全体会でも農地利用最適化推進委員の意見を求め、第3回総会で協議決定します。

議長 この件について、ご質問・ご意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問等がないようですので、(3)「平成30年度業務計画の修正(案)への意見について」は、承認といたします。

以上で協議事項を終了いたします。 (午後2時03分)

議長 続きまして、報告事項に入ります。

(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出から(6)売り渡し農地希望農地一覧表までを事務局より報告していただきます。

事務局 それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。

農地係長 (1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については、1ページから2ページに記載のとおり、番号4023から4031まで9件の届出がありました。転用目的の内訳は、共同住宅への転用が4件、貸事務所への転用が2件、駐車場・寄宿舍及び一般住宅への転用が各1件ずつの転用届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。

続きまして、(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、3ページから8ページに記載の通り、番号5050から5074までの25件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が8件、宅地への転用が4件、公衆用道路・通路への転用が各3件ずつ、道路・駐車場・家庭ごみ集積所・共同住宅・宅地造成・店舗及び高齢者施設への転用が各1件ずつの転用届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。

続きまして、(3)農地法第3条の3の規定による届出については、9ページに記載のとおり6件の届出がありました。全て相続による権利の取得となって

います。詳細は別紙報告書のとおりです。

続きまして、10 ページになりますが(4) 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について、記載のとおり 2 件ありました。詳細は別紙の報告書のとおりです。

続きまして、11 ページになりますが(5) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による受理通知書の返戻に関する件について、記載のとおり 1 件ありました。詳細は別紙の報告書のとおりです。

続きまして、(6) 売り渡し農地希望農地一覧表については資料をご覧ください。農地部に先立ちまして、あっせん運営委員会を開催しました。あっせん会で 成立した案件が 2 件、売り渡し希望の申出が 1 件ありましたので、一覧表を修正しております。買われる方の掘り起しをよろしくお願いいたします。

報告事項は、以上でございます。

議 長

報告事項(1)から(6)までについて、ご質問等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問等がないようです。これらは報告事項ですので了承願いたいと思います。  
以上で報告事項を終了いたします。(午後 2 時 0 6 分)

議 長

続きまして、その他に入ります。  
会長報告 を 私から (佐々木 均会長) 報告します。

会 長

(会長報告)

議 長

続きまして、事務局からの連絡事項について、事務局より説明していただきます。

事務局

#### 1. 情報提供について

- ① 平成 30 年度市町村農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の開催について
- ② 8 月～9 月の予定表
- ③ 農地中間管理事業における借受希望者の募集について
- ④ 収入保険が始まります
- ⑤ 農政時流
- ⑥ 「農の雇用事業」実施のご案内
- ⑦ 他市町村農業委員会だより 宇和島市
- ⑧ 農業委員会の名刺について 10 枚
- ⑨ 仙台市農業委員会委員親交会連絡員について  
役員会で各区 2 名の連絡員が決定し、報告。

議 長

最終的に、名簿の作成をして渡してください。その他についてご意見、ご質問等はございますか。

(意見なし)

議 長

質問等はないようですので、その他について終了いたします。

(全て終了)

農地利用最適  
化推進委員

－ 農地利用最適化推進委員連絡会会長・副会長 あいさつ －

事務局

それでは、閉会のあいさつを 中野会長職務代理人よりお願いします。

中野会長職務  
代理人

以上をもちまして、仙台市農業委員会第2回総会を閉会します。

－ 閉会あいさつ －

閉 会

(午後2時23分)